

環境配慮指針に関する協定等のフロー

先進的な環境共生都市の実現を図るため、施設整備を行おうとする方は、下記の手順で本指針に関する協定書を福岡市との間で締結してください。

1. 分譲等の申し込み（コンペ、分譲、借地等）

指針の説明があります

2. 分譲等の予定者として決定

3. 指針に関する事前協議

指針の内容などについて、必要に応じ本市と事前に協議してください

4. 土地処分等における協定書（景観形成及び環境配慮に関する協定書）の締結

5. 施設整備計画書の提出

環境配慮対策の実施状況を示した計画書を提出してください
施設整備計画書に変更がある場合には、その都度、届け出てください

6. 着手届、工事着手

7. 完了届

施設整備竣工図を提出してください

8. 供用開始

お問い合わせ・届出先

福岡市環境局環境調整課

電話 : 092-733-5389
FAX : 092-733-5592
e-mail : k-chosei.EB@city.fukuoka.lg.jp

◆「アイランドシティ環境配慮指針」は下記ホームページでもご覧になれます。
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/island.html>



アイランドシティ環境配慮指針のあらまし （改定版）

福岡市

はじめに

21世紀の先進モデル都市アイランドシティでは、市民、事業者、行政それぞれがまちづくりの中で必要な環境共生への取り組みを的確に進め、本市全域での環境と共生した都市づくりを先導する環境共生都市を実現するため、平成15年に「アイランドシティ環境配慮指針」を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

また、平成21年には、「アイランドシティ事業計画」を策定し、豊かな自然と共生するまちづくりを目指し、取り組んでおります。

このような状況の中、平成23年3月11日の東日本大震災及び原子力発電所の事故は、日々の暮らしに欠かすことのできないエネルギーについて、改めて、そのあり方を考える契機となりました。

今後は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用した分散型のエネルギー供給システムの構築とこれらの技術を導入した低炭素型のまちづくりが、これまで以上に重要になってまいります。

そこで、今回のこのような環境を取り巻く社会状況の変化に対応するとともに、再生可能エネルギーの利用促進など新たな課題に取り組むため、本指針を改定いたしました。

「人と環境と都市の調和」がとれたまちづくりの先進的な地域として、アイランドシティのまちづくりに関わる関係者の皆さまに、本指針の趣旨をご理解いただきますとともに、ご協力をお願いいたします。

平成24年3月
福岡市長 高島 宗一郎



アイランドシティ環境配慮指針の目的・位置づけ

目的

本指針は、アイランドシティにおける住宅等の整備に際して、緑化や省エネルギーなどの環境配慮対策を誘導することで、周辺の自然環境との共生や持続可能な社会を実践する先進的な環境共生都市の実現を目的としています。

位置づけ

本指針は、「アイランドシティまちづくりプラン」や「アイランドシティ事業計画」に示されている環境共生都市を実現するため、アイランドシティにおける市民、事業者、市の役割や、施設整備にあたっての環境配慮対策などを示したもので、福岡市環境基本計画に基づいて福岡市が策定したものです。

基本理念

緑や水辺、生き物などの豊かな自然と共生し

人と地球にやさしい持続可能なまち

—— 先進的な環境共生都市の実現 ——



環境共生都市の実現

環境目標

- 目標1：豊かな自然環境と共生するまちを創造します
- 目標2：ストップ・ザ・温暖化のまちを創造します
- 目標3：人と環境にやさしい交通を取り入れたまちを創造します
- 目標4：水や資源を生かすまちを創造します
- 目標5：環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルを実践し、地域で支える、持続可能なまちを創造します

市民、事業者、市の役割

市民、事業者、市それぞれが、持続可能な社会を形成する主体として、環境と共生するまちづくりに積極的に取り組むこととしています。

対象範囲

アイランドシティ内における民間建築物整備事業、公共建築物整備事業、都市基盤施設整備事業等において整備されるすべての施設が対象です。また、それぞれの施設の整備段階及び利用・管理段階の双方が対象です。

指針の検証と見直し

アイランドシティのまちづくり、みなとづくりがすすんでいく中で、指針による環境配慮対策導入状況等について検証を行います。

環境目標・配慮事項

基本理念として掲げた「緑や水辺、生き物などの豊かな自然と共生し、人と地球にやさしい持続可能なまち——先進的な環境共生都市の実現——」の実現に向けて、5つの「環境目標」のそれぞれに対応した環境配慮対策の導入を総合的に進めていきます。

目標1

豊かな自然環境と共生するまち

- 生き物生息環境の創造
- 敷地内緑化の推進
- 修景・親水空間の形成
- 水辺空間の整備
- 人工被覆の抑制

目標2

ストップ・ザ・温暖化のまち

- エネルギー負荷の抑制
- エネルギーの効率的利用の推進
- 自然エネルギーの利用推進
- 未利用エネルギーの利用推進
- 木材系資材の利用推進

目標3

人と環境にやさしい交通を取り入れたまち

- 歩道など道路空間の緑化の推進
- 自転車利用環境の整備
- 次世代自動車等の利用推進
- 環境共生型交通システムの導入
- バス路線の強化等の公共交通機関の充実
- 交通騒音の抑制

目標4

水や資源を生かすまち

- 高度な節水対策の推進
- 雨水の有効利用の推進
- 下水再生水の利用推進
- ごみの減量・減容化推進
- リサイクル品の利用推進
- ライフサイクルでみた省資源対策の推進
- リサイクル活動拠点の整備

目標5

環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルを实践し、地域で支える、持続可能なまち

- 地域コミュニティによる環境配慮活動の推進・共働
- 住民・事業者・市等が連携した環境教育・学習や実践活動の推進
- 環境に配慮したライフスタイルの实践
- 環境に配慮した事業活動の实践

環境配慮対策の導入水準

〔民間〕

住宅、商業・業務等施設、物流関連施設

〔公共機関等〕

公共建築物、都市基盤施設（道路、公園等）

レベル1

基本的な対策として導入に取り組むもの

必ず対策導入を行うもの

レベル2

施設の構造（技術）的制約、立地場所の制約等を考慮し、可能な範囲で対策導入に取り組むもの

施設の構造（技術）的制約、立地場所の制約等を考慮し、可能な範囲で対策導入を行うもの

レベル3

技術的制約、立地上の制約、費用対効果、住民の理解等について検討を行い、可能な場合に対策導入を行うもの

環境配慮指針導入による効果

緑化

緑化面積の合計は、
アイランドシティ
中央公園の約6.8倍
大濠公園の約2.6倍

温室効果ガス (CO₂)排出抑制

約12万4千本の高木樹木が吸収するCO₂と同等量を削減

上水使用量削減

福岡市内の約 8,600世帯が家事に使用する水量を削減

廃棄物処理量削減

廃棄物処理量は2 t
ごみ収集車約700台分の削減

効果のイメージはレベル3までの対策を実施した場合を想定しています。



整備段階

目標2：ストップ・ザ・温暖化のまち

- レベル1
 - ・省エネルギー機器を設置する。
 - ・エネルギー消費量やCO₂排出量の見える化システムを導入する。
 - ・太陽光発電システムを導入する。
- レベル2
 - ・家電機器等の省エネコントロールシステムを導入する。
 - ・燃料電池等のコージェネレーションシステムを導入する。
 - ・太陽熱利用や風力発電等を利用する。
- レベル3
 - ・ライフサイクル・カーボン・マイナス（LCCM）住宅として建設する。
 - ・エネルギーマネジメントシステムやスマートグリッド等を導入する。

目標3：人と環境にやさしい交通を取り入れたまち

- レベル2
 - ・電気自動車用充電設備を設置する。

目標4：水や資源を生かすまち

- レベル1
 - ・節水型機器を使用する。
 - ・駐車場は、緑化や透水性舗装等により雨水浸透を行う。
 - ・福岡市グリーン購入ガイドラインに示されている再生資材を利用する。
 - ・躯体の劣化対策を講じる。
- レベル2
 - ・散水等の雑用水に雨水を利用する。
 - ・長期優良住宅の認定基準を満足する住宅とする。

目標1：豊かな自然環境と共生するまち

- レベル1
 - ・生垣等により緑化する。
 - ・空地部分を緑化する。
 - ・生物多様性に配慮した植生を確保する。
- レベル2
 - ・駐車場の駐車面を緑化する。



目標1：豊かな自然環境と共生するまち

- レベル1
 - ・身近な緑地を適切に管理する。

目標5：環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルを实践し、地域で支える持続可能なまち

- レベル1
 - ・地域コミュニティ活動など、住民が主体となった地域の環境管理を行う。
 - ・環境家計簿を实践する。

利用・管理段階

目標2：ストップ・ザ・温暖化のまち

- レベル1
 - ・日照や通風などの自然環境を生かした建物利用を行う。
 - ・福岡市グリーン購入ガイドライン推奨品の省エネルギー機器を利用する。
 - ・導入した見える化システムを活用して省エネ行動を推進する。
- レベル2
 - ・見える化により各戸で計測したデータを収集・分析し、フィードバックする仕組みの構築・運用を行う。

目標3：人と環境にやさしい交通を取り入れたまち

- レベル2
 - ・自家用車として次世代自動車を利用する。
 - ・近距離の移動に超小型モビリティを利用する。

目標4：水や資源を生かすまち

- レベル1
 - ・ごみの排出抑制や古紙等のリサイクル徹底により、ごみを減量化する。
- レベル2
 - ・生ごみの自家処理を行う。
 - ・住民・事業者等の参加による、生ごみの集団堆肥化・有効利用を行う。